

# 教育民生常任委員会

## 第3子以降の学校給食費無料化の実施(令和4年3月定例会)

令和4年度から多子世帯における子育てに対する経済的負担の軽減を図るため、22歳以下である子を3人以上扶養し、かつ就学させている保護者が一定の要件を満たす場合に成田市立小中義務教育学校に通う第3子以降の学校給食を無料にするとのことでした。

### 無料の要件

- ① 22歳以下である子を3人以上扶養し、かつ、就学させている保護者であること
- ② ①の子のうち、年齢の高い方から数えて3番目以降の子が成田市立小学校、中学校及び義務教育学校に在学していること
- ③ 保護者と学校給食費無料化の対象の子が、市内に住所を有しており、生計を一にしていること
- ④ 生活保護費又は就学援助費を受給していないこと
- ⑤ 学校給食費の滞納がないこと。

### 対象額

- ・ 市立小中義務教育学校に通う第3子以降の学校給食費全額  
(小学生月額4,780円、中学生月額5,500円)
- ・ 対象想定人数 約1,060人

### 主な質疑

**Q** 保護者と無料化の対象の子が、市内に住所があり、生計を一にしていることが要件だが、保護者が市外に在住し、市内の祖父母宅から通学している場合は、無料化の対象となるか。

**A** 保護者が市外に在住している場合でも、就労等の理由により特別な事情があると認められるときは、無料化の対象とする。

### スケジュール

- 3月 児童生徒の保護者へ周知
- 4月 申請の受付開始(受付・審査)  
第3子以降の学校給食無料化の実施
- 6月 給食費無料化通知送付

### 影響額(令和4年度)

歳入 学校給食費負担金 △5,800万円

※就学の対象となる学校

学校教育法に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、大学(大学院を除く。)、専修学校、各種学校その他教育長が認めた教育施設(専修学校に区分されない予備校、私塾等)



おいしい給食をいただきます!(公津小)

**Q** 同居、不同居の大学生、高校生の場合は、就労していなければ無料の要件の対象となるのか。また、その要件の確認方法は。

**A** 無料の要件の対象範囲は、扶養し、かつ就学させている場合であれば同居していない場合でも対象となる。また、要件の確認方法は、申請時の添付書類において、健康保険証の写しなどにより確認する。

## 子どもの医療費助成の対象年齢を高校生まで拡大(令和4年3月定例会)

子どもの保健対策の充実を図るとともに、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、本市独自の事業として、令和4年4月から高校生等医療費助成制度を創設し、高校生等にかかる医療費の助成を開始するとのことでした。

助成の対象は本市に居住し、健康保険に加入している高校生等にかかった医療費(保健医療の一部負担金)であり、自己負担金を控除した額を高校生等の保護者に助成します。

助成方法は受診した医療機関で一部負担金をお支払いいただいた後、受診日の翌月以降に、子育て支援課の窓口などで申請を行っていただき、指定の口座へ市が助成額を振り込む償還払い方式となります。

自己負担金は、住民税所得割の課税世帯は、入院1日、通院1回につき、それぞれ200円、非課税世帯は無料となります。(保険調剤は、全て無料となります。)

### 主な質疑

**Q** なぜ高校生の場合は、現物給付方式(受給券の使用)にならなかったのか。

**A** 現物給付方式(受給券の使用)は、千葉県が県内の市町村を取りまとめ、診療内容や報酬を審査する関係機関等と契約を

結ぶことで可能となる。高校生等医療費助成制度は、本市の独自事業であることから、受給券の使用についての契約等を市町村が個別に結ぶことが困難なため、現時点では受給券による現物給付方式とすることができない。

## 成田市成年後見支援センターの設置(令和4年6月定例会)

認知症や知的障がい・精神障がいなどの理由で判断能力が十分でない人は、不動産や預貯金などの財産の管理や、介護サービスなどの契約を結ぶことが難しい場合があります。

超高齢社会においては、認知症高齢者や親亡き後の障がいのある子など、住宅や医療、福祉、金融等の生活関連サービスを適切に利用することができず、日常生活に困難を抱えながら生活を送る人たちが増加することが見込まれており、このような方々を保護するために、家庭裁判所が選んだ人や家族などが、本人に代わって財産や権利を守る成年後見制度は、判断能力が十分ではない方の日常生活を支える重要な手段です。

この制度を必要とする人が必要なときに利用することができるよう支援するため、成年後見制度の専門の相談窓口として、本年6月

1日に「成田市成年後見支援センター」が高齢者福祉課内に設置され、成年後見制度を必要とする方を適切に制度利用につなげるとともに、成年後見制度以外に必要なと思われる制度やサービスがある場合は、その担当窓口につなげることで適切な支援に結びつけていくとのことでした。

センターへの相談と支援の流れ

